

道州制に向けた道から市町村への
事務・権限移譲方針

平成17年3月

北海道

目 次

1	方針の目的	1
2	用語の定義	1
3	道州制下における市町村、道州、国の役割分担	1
(1)	基本的な考え方	2
(2)	役割分担の具体的な考え方	2
ア	市町村の役割	2
イ	道州の役割	3
ウ	国の役割	4
(3)	役割を担うに当たっての留意事項	4
4	道から市町村への移譲対象となる事務・権限	5
(1)	基本的な考え方	5
(2)	事務・権限の区分	5
(3)	事務・権限の移譲先	6
5	道から市町村への事務・権限の移譲の進め方	6
(1)	基本的な考え方	6
(2)	事務・権限の移譲の進め方	7
6	移譲に当たっての措置	8
(1)	財政的措置	8
(2)	人的措置	9
(3)	適正な事務処理の確保に係る支援措置	9
7	条例による事務処理の特例による移譲の場合の手続き	10
(1)	移譲事務・権限の具体的な検討	10
(2)	特例条例の制定改廃に係る市町村との協議	11
8	今後のスケジュール	11
9	その他	11
	「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」策定の経過	12
	【別表】道州制下における市町村、道州、国の役割分担（例示）	13

1 方針の目的

北海道では、地方分権の流れを一層確かなものとし、地域のことは地域で決めることができる地域主権型社会を構築していくため、道州制を目指した取り組みを進めている。

道州制を実現するに当たっては、国と地方自治体の役割分担を大きく見直し、国から地方自治体への大幅な権限・財源の移譲を図ることが必要となるが、その際には、住民に最も身近な市町村が行政サービスの中心的な役割を担い、事務・権限の内容・性質等から市町村が担うことに適さないものを道州や国が担うといういわゆる補完性の原理を基本とすることが適当である。

こうした役割分担の考え方を踏まえて、道から市町村への事務・権限の移譲を進めることは、道州制が目指す地域主権型社会に向けての着実な歩みを進めるものとなり、住民サービスの向上や活力ある地域社会づくりにつながる。

こうした考え方に立って、このたび、道が現在担っている事務・権限のうち、道州制の下において、市町村が担うべきと考えられるものを明らかにした。

道としては、市町村がこれらの事務・権限を自ら担う道州制の実現に向けて、本方針に基づき、道から市町村への事務・権限の移譲を推進する。

2 用語の定義

- ・ 事務・権限 ~ 道の事務事業及び権限の総称。
- ・ 事務事業 ~ 道が実施している事務事業で予算措置を伴うもの。
- ・ 権限 ~ 法令又は北海道条例により、知事又は北海道教育委員会の権限とされているもの。
- ・ 権限事務 ~ 権限の行使に関わって処理する必要がある事務。
- ・ 特例条例 ~ 事務処理の特例を定める条例。
(地方自治法第252条の17の2第1項)

3 道州制下における市町村、道州、国の役割分担

将来の道州制において市町村、道州、国それぞれの役割については、次のように考える。

(1) 基本的な考え方

ア 市町村（基礎自治体）は、地域における総合的な行政主体として、住民の暮らしや地域の産業振興に関わる行政サービスを地域の実情に応じて提供する役割を担う。

イ 道州（広域自治体）は、全道的に展開すべき広域事務、連絡調整事務、補完事務の3事務（ ）に限定し、産業の振興、雇用政策、交通、社会資本の整備や先端的な試験研究など専門性の高いもの、教育や医療の分野における人材の確保などの役割を担う。

ウ 国は、外交や安全保障など国家として本来果たすべきことなどにその役割を限定する。

広域事務

市町村の区域を越えた対応が必要な事務

連絡調整事務

市町村を包括する団体として行うべき事務

補完事務

高度な技術・能力を要し負担の大きな事務

ただし、ここでの市町村は将来の基礎自治体（行政体制の整備が進んだ状態）を想定しており、連絡調整事務及び補完事務については限定的なものを想定している。

(2) 役割分担の具体的な考え方

上記(1)の基本的な考え方に沿って具体的な役割を例示すると次のとおりである。

(例示であり、すべての役割や分野を列挙したものではない。)

ア 市町村の役割（例示）

保健・医療・福祉

- ・ 高齢者福祉
- ・ 障害者福祉
- ・ 子育て支援
- ・ 健康づくり
- ・ 感染症予防
- ・ 衛生管理
- ・ 食品衛生
- ・ 地域医療の確保

等

教育・文化

- ・ 公立幼稚園、小中学校の設置
- ・ 地域芸能活動や社会教育活動の支援

等

産業・雇用

- ・ 地域産業の振興
- ・ 農山漁村振興

- ・ 集落規模の農業生産基盤整備 等
- 環境保全
- ・ 廃棄物対策
- ・ 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、悪臭、騒音等対策
- ・ 自然環境の保護・保全
- ・ 鳥獣保護 等
- まちづくり
- ・ 生活道路整備
- ・ 公園整備
- ・ 上下水道整備
- ・ 都市計画
- ・ 土地利用調整
- ・ 地域交通の確保
- ・ 農村生活環境整備
- ・ 地域コミュニティの振興 等
- 国土保全・防災
- ・ 地域限定的な治山、治水
- ・ 消防・防災・災害対応 等
- イ 道州の役割（例示）
- 施策の効果が基礎自治体の区域を超える面が大きいもの
- ・ 広域的な利用又は便益を目的とするネットワーク型の社会資本整備（広域道路・広域的な農林水産業基盤整備等）
- ・ 広域的な治山・治水
- ・ 国定公園等の自然公園整備
- ・ 広域的な交通政策 等
- 道州全体の観点からの集中した投資や施策展開が効果的なもの
- ・ 広域的な産業政策
- ・ 職業能力開発
- ・ 雇用政策
- ・ 広域的な廃棄物・リサイクル対策
- ・ 広域的な生活環境保全対策
- ・ 広域的な自然環境対策
- ・ 高度、専門的な試験・研究
- ・ 広域的、専門的な学校教育
- ・ 全道の文化、スポーツの振興
- ・ 高度医療の確保
- ・ 高度な感染症対策
- ・ 広域的、専門的な福祉サービス
- ・ 広域的な消防・防災対策 等

ウ 国の役割（例示）

国として国際的に対処することが必要なもの

- ・ 安全保障、テロ対策
 - ・ 外交、通商
 - ・ 出入国管理、税関、検疫
 - ・ 国際的な取り決めの推進 等
- 地域ごとに制度が異なっては国民に不便をもたらしかねないもの

- ・ 刑法、司法制度
 - ・ 民法や商法等の私法制度、特許や著作権、通貨
 - ・ 基本的な教育制度や全国的な基準
 - ・ 環境保全に関する全国的な基準
 - ・ 医師等の一定業種の資格制度 等
- 日本国民として最低限保障されるべき生活を保つための施策や公的な保険の運営に関すること

- ・ 公的年金、失業保険 等
- 安全確保に関する最低基準を国が定めることが必要なもの
- ・ 薬や食品に関する最低基準
 - ・ 伝染病や感染症対策に関する最低基準
 - ・ 航空、船舶、自動車や建築物等に関する最低基準 等
- 施策の効果が道州の区域を超える面が大きいもの

- ・ 金融
 - ・ 電波、通信、放送
 - ・ 気象 等
- 国全体の観点からの集中した投資や施策展開が効果的なもの

- ・ 高度、専門的な分野に関する研究、科学技術振興
- ・ 新幹線、高速道路などの骨格的・基幹的な交通基盤施設整備
- ・ 資源、エネルギーの開発、確保
- ・ 高度・専門的な学術・文化の振興
- ・ 災害対応支援 等

分野別の一覧は、別表を参照。

(3) 役割を担うに当たっての留意事項

道州制の下では、単に道州や市町村の役割を増やしても、国が決めた制度や基準に従ってしか権限事務を執行できないということでは、できる限り住民に身近なところで行政に関する決定を行っていることにならないことから、道州や市町村は、自らの役割とされることについては、制度の企画立案、制度設計等が行える

ようにすることが必要である。

このため、法令の適用範囲を縮小し、条例で基準などを設定できるように、道としても、道州制特区で「法令面での地域主権の推進」を国に提案しており、引き続き国に対する働きかけを行う。

4 道から市町村への移譲対象となる事務・権限

(1) 基本的な考え方

道州制の下における役割分担の考え方を基本に、現在の道の事務・権限を、道州が行うべきものと市町村が行うべきものとに分類し、市町村が行うべきものと考えられる事務・権限については、市町村への移譲対象とする。

この考え方に沿って、道が現在所掌する約 2,500 件の事務事業と、約 4,000 条項の権限を分類した結果、補助事業や内部事務を除いた直営事業から 189 件、権限で 2,054 条項を市町村への移譲対象とする。

(2) 事務・権限の区分

市町村への移譲対象となる事務・権限については、道内のいずれの市町村であっても移譲に当たっての特段の条件がないもの、専門的な知識を有する職員の確保や市制施行など移譲に当たって受入体制等の条件整備が必要なもの、また、現行法制度上の制約により、国による法令や制度改正が必要なものもあることから、移譲対象事務・権限は次の 3 つに区分する。

A：特段の条件がないもの

B：受入体制等の条件整備が必要なもの

C：法制度の改正等が必要なもの

移譲対象となる事務事業及び権限数の分野別内訳

区 分	移 譲 対 象 数							
	A		B		C		計	
	事	権限	事	権限	事	権限	事	権限
保健・医療・福祉	2	43	15	301	37	237	54	581
教育・文化	0	6	0	8	1	10	1	24
産業・雇用	10	377	2	83	29	22	41	482
環境保全	1	72	13	270	6	0	20	342
まちづくり	1	110	6	256	12	26	19	392
国土保全・防災	0	28	1	16	53	189	54	233
計	14	636	37	934	138	484	189	2,054

(注) 事：事務事業

- (3) 事務・権限の移譲先
移譲先は原則として市町村とする。(広域連合を含む。)

5 道から市町村への事務・権限の移譲の進め方

(1) 基本的な考え方

移譲に当たっての最小基本単位

市町村が、地域における総合的な行政主体として、保健・医療・福祉、まちづくりや産業振興など、地域の暮らしや住民に身近な行政サービスを効果的・効率的に担っていくためには、移譲される事務・権限は、一定程度完結したまとまりであることが望ましい。

このため、道から市町村への事務・権限の移譲に際しては、同一の法令における一連の権限を移譲にあたっての「最小基本単位」とする。

例えば、介護保険法における指定居宅サービス事業者の指定等に関する事務については、指定居宅サービス事業者の指定、名称の変更等の届出の受理、報告等の命令、出頭の請求又は質問若しくは検査、指定の取消、指定等の公示などがあるが、これらの権限を個別に判断して移譲するのではなく、住民の利便性、事務の効率性の観点から不離一体のものとして移譲する。

(例) 介護保険法における指定居宅サービス事業者の指定等に関する事務

農用地区域内における開発行為の許可等に関する事務等

関連する複数の事務・権限を包括化(パッケージ化)して移譲
関連する複数の最小基本単位を一括して移譲することにより、住民の利便性の向上や市町村における効率的な行政サービスの提供がより可能となる場合は、これらの関連する最小基本単位を包括化した「包括単位(パッケージ)」ごとに移譲を行う。

例えば、まちづくり分野の中で、建築に関する専門的知識を有する職員の配置が必要な最小基本単位については、北海道福祉のまちづくり条例における公共的施設の整備等に関する事務、建築基準法における建築確認(変更確認)に関する事務などがあるが、これら建築主事の配置に関連する一連の最小基本単位を包括化して移譲する。

(例) 建築基準等
高齢者福祉

等

包括化の例外的取扱い

市町村からの求めがある場合は、効率性を著しく妨げない範囲で包括単位の中の最小基本単位で移譲することができる。

(2) 事務・権限の移譲の進め方

市町村の同意

移譲に当たっては、市町村と十分協議し、同意を得た上で行うものとする。

条件別の移譲の進め方

ア Aに分類される特段の条件がない事務・権限については、早期に全市町村に対して移譲が行われるよう努める。

イ Bに分類される条件整備が必要な事務・権限についても、既に条件を満たしている市町村に対しては、早期に移譲が行われるよう努める。

また、条件を満たしていない市町村においても必要な条件整備が進むよう、道として必要な協力を行う。

ウ Cに分類される法制度の改正等が必要な事務・権限については、現時点では移譲ができないことから当面の移譲対象とはしないが、今後、道州制特区の活用を含めて、必要な検討や国に対する働きかけ等を行い、移譲が可能となり次第、A又はBに位置づけを変更して取り組む。

この場合においても、市町村からの求めがあるものについては、優先的に対応を進める。

市町村の規模に応じた移譲の推進

上記による移譲を進めるほか、市町村、特例市、中核市、指定都市など市町村の規模によって、道として移譲を推奨する事務・権限について市町村規模別の包括単位を提示して移譲の推進に努める。

市、特例市、中核市等への移行に伴う移譲の推進

上記の包括単位の中に市、特例市、中核市等への移行に伴い法令上市町村に自動的に移譲される事務・権限を含む場合は、移行に伴って包括単位ごとの移譲が行われるように努める。

市町村の行政体制整備の推進

道州制に向けて、市町村がその役割を十分に果たすことができるよう、市町村の行政体制整備を推進する。

6 移譲に当たっての措置

(1) 財政的措置

権限事務が法定移譲される場合

合併等により、町村から市に、市等から特例市に、特例市等から中核市に、中核市等から指定都市に移行する場合や、建築主事など法令上で定める有資格者を設置するなどの場合は、法令に基づく権限事務の移譲が行われるため、その内容に応じて地方交付税算定の対象となり、地方財政措置がなされる。

条例による事務処理の特例（地方自治法第252条の17の2）による移譲の場合

「北海道権限移譲事務交付金交付要綱」に基づき、原則として、移譲される権限事務の項目ごとに、事務処理に要する時間に応じた人件費、旅費、諸経費から積算した事務処理1件当たりの単価に、前年度の事務処理件数を乗じた金額を交付する。

なお、道が手数料を徴している権限事務の移譲の場合、市町村等においては手数料を徴することができるが、道が設定していた1件当たりの手数料が、上記の単価を下回る場合には、その差額に処理件数を乗じて得た額を交付し、上記の単価を上回る場合には交付しない。

交付金額

= $\boxed{\text{権限事務の項目ごとの1件当たりの単価}} \times \boxed{\text{前年度の事務処理件数}}$

権限事務の項目ごとの1件当たりの単価

= $\boxed{\text{人件費(事務処理に要する時間} \times \text{人件費単価}^*1)} + \boxed{\text{旅費}} + \boxed{\text{諸経費}^*2}$

* 1 人件費単価

（北海道職員一般行政職の所定の給料号俸をもとに、直近の市町村決算統計における人件費(各種手当等を含む。)を踏まえて算定）

* 2 諸経費

（消耗品費、通信費等を見込んだ事務処理1件当たりの単価を設定）

また、移譲される権限事務の性質により、上記の算定方式によることができない場合は、別途、移譲される権限事務の性質に応じた適正な単価を設定し、交付する。ただし、移譲される権限事務の項目ごとの権限移譲事務交付金は、現在、道が当該権限事務の実施に当たって用いている人件費、旅費、諸経費の総額を、措置総額の上限とする。

なお、権限事務の項目ごとの1件当たりの単価は関係市町村との協議を経て、特例条例の道議会議決後、権限事務の移譲前に決定する。

（詳細については、「北海道権限移譲事務交付金交付要綱」による。）

権限移譲事務交付金の算定基礎や交付の仕組みについては、市町村における事務処理の実態等を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていくこととする。

(2) 人的措置

事務・権限の移譲に伴い必要となる人員の確保・育成については、上記(1)の財政的措置が人件費を含むものであることから、市町村自らが組織体制を整備し、必要な人材を措置することが原則となる。ただし、市町村から地方自治法第252条の17の規定に基づく道職員の派遣について求めがあるときは、事前に調整・協議した上で対応する。

また、移譲される事務・権限の処理に市町村職員が習熟するための研修、訓練等を行うことが必要な場合は、市町村職員を研修員として受け入れることにより対応する。

(3) 適正な事務処理の確保に係る支援措置

道と市町村との対等・協力関係のもと、道は、市町村において、移譲事務・権限が適正に執行されるよう、次のような措置を講ずる。

説明会等の実施又は文書による事務内容の説明

市町村への事務・権限の移譲に当たっては、説明会、研修会等の実施又は文書により、事務内容の説明を行う。

事務処理マニュアル等の作成

市町村への事務・権限の移譲に当たっては、必要に応じ、事務処理方法等を示したマニュアル等を作成し、交付する。

条例、規則等の整備に係る助言

市町村が移譲事務・権限を処理するに当たり、新たに条例、規則等を整備しなければならない場合には、必要に応じ、その整備について助言を行う。

移譲事務・権限の処理に係る協力

移譲事務・権限に関する市町村からの相談等に対しては、移譲時だけでなく、移譲後においても、適正な事務処理の方法等について、個別指導を行うなど、適切に対応する。

また、市町村が地域の実情に応じた処理を行うため、法令等の改正が必要な場合は、道州制特区の活用を含めて、必要な検討や国に対する働きかけ等を行う。

職員の育成に係る協力

移譲事務・権限を処理するため、高度な専門的知識、技術を有する職員の育成が必要な場合には、適切に協力する。

7 条例による事務処理の特例による移譲の場合の手続き

(1) 移譲事務・権限の具体的な検討

現時点で、道から市町村への移譲の対象とする事務・権限は、別添の「事務・権限移譲リスト」のとおりであり、移譲事務・権限の具体的な検討は、概ね次の「移譲事務・権限の基本的な検討の流れ」により行うこととする。

なお、今後も、今回の検討経過等を踏まえた上で、地方自治法第252条の17の2第3項等に基づく市町村からの移譲要望や事務・権限ごとの状況変化などに対応して、新たな移譲対象の検討を行い、市町村と十分に協議しながら事務・権限の移譲を推進していくものとする。

この場合において、具体的な事務・権限の移譲を特に要望する市町村がある場合は、できうる限り要望に沿うよう努めるものとする。

移譲事務・権限の基本的な検討の流れ

検 討 の 流 れ	時 期	
	平成17年度	18年度以降
道は市町村に移譲要望について照会	5月	3月
翌年4月での移譲の要望がある市町村は要望を道に提出		7月
道と市町村で移譲要望事務・権限について検討・協議		8月
移譲予定事務・権限（翌年4月移譲分）原案決定 移譲予定事務・権限原案に基づき市町村と事前協議		9月
移譲予定事務・権限案決定		10月
移譲予定事務・権限案に基づき関係市町村と協議〔同意書（翌年4月移譲分）の提出〕 翌々年度以降での移譲の要望がある市町村は要望を道に提出		11月
特例条例案提案(第4回定例道議会)		12月
事務・権限の移譲	翌年	4月

注1) 翌年4月から移譲する場合の流れであり、の移譲予定事務・権限原案決定の際、引き続き検討することとする場合もある。

注2) 移譲時期については、「第4回定例道議会に条例案を提案、翌年4月から移譲」が基本となるが、法令改正により新たな移譲事務・権限が生ずる場合や地域指定等により新たに移譲すべき市町村が生

ずる場合など、速やかに移譲することが適当と考えられる場合は、関係市町村と協議し、その同意を得た上で、第4回定例会にこだわらず適切な時期に条例案を道議会に提案し、移譲するものとする。

(2) 特例条例の制定改廃に係る市町村との協議

事務・権限の移譲に当たっては、地方自治法第252条の17の2第2項の規定に基づく市町村との協議に先立ち、市町村の意向を確認するため、道から市町村に対し、原則として事前協議を行うこととする。

8 今後のスケジュール

- ・ 平成17年度から、毎年度、市町村に移譲要望を照会し、要望があったものについて、個別の移譲協議を進め、協議が整った場合は、早ければ翌年度当初から移譲を行う。ただし、実際の移譲時期等については、市町村の意向に応じて柔軟に対応する。
- ・ 移譲を行った事務・権限については、おおむね移譲後3年を目途に、移譲による効果や課題等を把握するフォローアップを行う。
- ・ 「事務・権限移譲リスト」は、必要に応じて随時見直しを図る。
- ・ 本方針についても、移譲の進捗状況やフォローアップの結果、市町村の行政体制の整備状況等を踏まえて適宜見直しを行う。

具体のスケジュール

区分	道から市町村への事務・権限の移譲
平成16年度	・ 道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針策定
平成17年度	市町村に移譲要望を照会。要望があったものについて市町村と協議。協議が整ったものについて移譲の手続き(以下、毎年度同様) 移譲支障要因の解消方策の検討・実施
平成18年度	前年度に協議が整い、移譲の手続きが終了したものについて、移譲の実施
平成19年度	~ につき、平成18年度以降も毎年度継続

9 その他

この方針の策定に伴い、「市町村への権限移譲に関する基本的な対応方針」(平成12年3月)及び「道から市町村への権限移譲計画」(平成13年2月)は廃止する。

「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」策定の経過

年月日	経 過
H16. 4. 7	道州制推進本部員会議 「道州制プログラム」の策定。この中で市町村への権限等移譲の推進を明記。
6.10	道州制推進本部幹事会市町村権限移譲検討部会開催 道の事務・権限における道州（広域自治体）と市町村（基礎自治体）の役割区分について、各部・教育庁に検討依頼。
6.28	北海道・自治のかたち円卓会議（第1回） 市町村への事務・権限の移譲の基本的な考え方について意見交換。
6.29	「北海道から市町村への事務・権限の移譲に係る基本的な考え方」について、市町村に意見照会 あわせて、14支庁単位に市町村担当者との意見交換会を開催：6.14～24
7.14	「道州制特区に向けた提案（第1回）の具体化について（素案）」について、市町村に意見照会 あわせて、14支庁単位に市町村長との意見交換を実施：6.29～8.3
7.30	北海道・自治のかたち円卓会議（第2回） 市町村への事務・権限の移譲方針の策定等について意見交換。
8. 2 ~ 13	各部ヒアリングの実施 道の事務・権限における道州（広域自治体）と市町村（基礎自治体）の役割区分案（各部及び教育庁作成）について、ヒアリングを実施。
9. 3	北海道・自治のかたち円卓会議（第3回） 市町村への事務・権限の移譲方針の策定等について意見交換。
10.22	「『（仮称）道州制に向けた道から市町村への事務・権限の移譲方針』の策定に向けた考え方」について、市町村に意見照会 あわせて、14支庁単位に市町村担当者との意見交換会を開催：10.18～11.5
11.11	北海道・自治のかたち実務者研究会議（第1回） 市町村への事務・権限の移譲に向けた論点を整理。
11.24	北海道・自治のかたち円卓会議（第4回） 道州と市町村の役割分担に応じた区分（案）等について意見交換。
11.26 ~ H17.1.20	「『（仮称）道州制に向けた道から市町村への事務・権限の移譲方針』策定の基本的な考え方」及び「道の事務・権限における道州（広域自治体）と市町村（基礎自治体）の役割分担に応じた区分（案）」について、市町村に意見照会
1.26	北海道・自治のかたち実務者研究会議（第2回） 移譲方針の素案に向けた考え方について意見交換。
2. 2	「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針（素案）」について、市町村に意見照会 6圏域単位に市町村担当者との意見交換会を開催：2.9～16
2.21	北海道・自治のかたち円卓会議（第5回） 移譲方針（案）等について意見交換。
2.23 ~ 3.23	「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針（案）」について、パブリックコメントの実施及び市町村に意見照会
3.31	道州制推進本部員会議 移譲方針を決定

【別表】道州制下における市町村、道州、国の役割分担（例示）

区分	市 町 村	道 州	国
保健・医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉 ・障害者福祉 ・子育て支援 ・健康づくり ・感染症予防 ・衛生管理 ・食品衛生 ・地域医療の確保 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・高度医療の確保 ・高度な感染症対策 ・広域的、専門的な福祉サービス 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師等の一定業種の資格制度 ・公的年金、失業保険 ・薬や食品に関する最低基準 ・伝染病や感染症対策に関する最低基準 等
教育・文化	<ul style="list-style-type: none"> ・公立幼稚園、小中学校の設置 ・地域芸能活動や社会教育活動の支援 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的、専門的な学校教育 ・全道の文化、スポーツの振興 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な教育制度や全国的な基準 ・高度・専門的な学術・文化の振興 等
産業・雇用	<ul style="list-style-type: none"> ・地域産業の振興 ・農山漁村振興 ・集落規模の農業生産基盤整備 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な農林水産業基盤整備 ・広域的な産業政策 ・職業能力開発 ・雇用政策 ・高度、専門的な試験・研究 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・民法や商法等の私法制度、特許や著作権、通貨 ・航空、船舶、自動車等に関する最低基準 ・金融 ・電波、通信、放送 ・高度、専門的な分野に関する研究、科学技術の振興 ・資源、エネルギーの開発、確保 等
環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物対策 ・大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、悪臭、騒音等対策 ・自然環境の保護・保全 ・鳥獣保護 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・国定公園等の自然公園整備 ・広域的な廃棄物・リサイクル対策 ・広域的な生活環境保全対策 ・広域的な自然環境対策 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な取り決めの推進 ・環境保全に関する全国的な基準 等
まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・生活道路整備 ・公園整備 ・上下水道整備 ・都市計画 ・土地利用調整 ・地域交通の確保 ・農村生活環境整備 ・地域コミュニティの振興 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域道路整備 ・広域的な交通政策 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等に関する最低基準 ・新幹線、高速道路などの骨格的・基幹的な交通基盤施設整備 等
国土保全・防災	<ul style="list-style-type: none"> ・地域限定的な治山、治水 ・消防・防災・災害対応 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な治山、治水 ・広域的な消防・防災対策 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象 ・災害対応支援 等
国の専掌			<ul style="list-style-type: none"> ・安全保障、テロ対策 ・外交、通商 ・出入国管理、税関、検疫 ・刑法、司法制度

担 当 北海道 企画振興部地域主権推進室 道州制グループ
住 所 〒 060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
T E L 011-231-4111 内線 23-318 , 23-321
F A X 011-232-2743
E-mail sogo.syuken1@pref.hokkaido.jp
U R L <http://www.pref.hokkaido.jp>